

信用補完制度をめぐる課題と対応の方向性(案)

平成27年11月19日
中小企業庁

信用補完制度をめぐる課題と対応の方向性①

1. 議論の前提

- (1) 一般的に、中小企業者・小規模事業者(以下、「事業者」という。)は信用力に乏しく、民間金融機関だけで全ての事業者の資金繰りを円滑に進めることは困難であることから、信用保証を中核とする信用補完制度が下支えすることが必要である。
- (2) 特に様々な危機時に民間資金の流動性が悪化した場合には、事業者にとって信用補完制度は最後の砦として機能する。
- (3) 他方、事業者が成長発展・持続的発展を続けるためには、自律的に事業面・財務面の改善(以下、「経営改善」という。)を続けることが重要。しかしながら、多くの事業者にとっては自ら最適な形で経営改善を行うことは難しいのが現状である。
- (4) 事業資金の貸し手として事業者に接する民間金融機関が、経営改善を支援することが効果的であるものの、現状ではそうした機能を十分に発揮できていないケースが見受けられる。

2. 課題

信用補完制度は、事業者の資金繰りを支える機能を有する一方で、現行の制度について以下のような副作用も指摘されている。これを放置すれば、中長期的には事業者の健全な成長発展・持続的発展を阻害することに繋がりがかねないのではないか。

- (1) 事業者のライフステージ(創業・成長・安定・再生・撤退等)や融資の規模にかかわらず一律で融資の8割の回収が確保されることで、事業者の個々の事情やニーズを汲んだ融資、事業者へのモニタリングや経営支援といった取り組みが十分に行われていないのではないか。結果的に制度を利用する事業者も、経営改善の努力を行うモチベーションを持ちにくいケースがあるのではないか。(モラルハザードの問題)
- (2) 危機時における100%保証は最後の砦として機能する一方で、こうした100%保証が危機の状況が去った後も継続することとなると、金融機関に本来期待されるべき中小企業等に対する経営改善や生産性向上等の支援に十分取り組めず、多くの事業者の経営改善をかえって遅らせることとなるのではないか。
- (3) 本来であれば、一部の事業者や金融機関が適切に負担すべき多くのリスクが、国の政策資源(国民負担)で負担されているのではないか。(フリーライドの問題)

3. 対応の方向性（案）

2. の副作用を改善するため、以下の方向で対応してはどうか。

(1) 一般保証制度（責任共有制度）について、一律で融資の8割を保証する仕組みを改め、例えば事業者のライフステージや融資の規模等といった状況に応じて、金融機関が適切な責任を負担するとともに、保証料水準を弾力化すること等により、経営改善に向けて取り組む事業者やそれを積極的に支援する金融機関にはメリットがある仕組みへと見直しを検討する。これらにより金融機関に本来期待されるべき中小企業等に対する経営改善や生産性向上等の支援への取り組みを後押しすることで、事業者が経営改善に取り組む環境を整える。

また、信用保証協会自らも金融機関と協力し、経営改善支援等の取組みを強化する。なお、信用保証協会による回収業務やシステムの効率化等も併せて検討する。

(2) セーフティネット保証制度について、利用実態等を精査の上、中長期的に見て事業者の健全な成長発展や新陳代謝を阻害しない仕組みへと見直しを検討する。特に、大規模な危機時におけるセーフティネット保証のあり方については、リーマンショックや東日本大震災の経験を踏まえ、今まで以上に危機に対して機動的に対応できるようにするとともに、危機の状況が去った段階では速やかに平時の枠組みに戻し、事業者と金融機関が自律的に経営改善に取り組む仕組みへと見直しを検討する。

なお、リーマンショック時に100%保証を行い、今なお単に条件変更を繰り返す事業者については経営改善等を加速化させる対応を行う。



こうした見直しを通じて、今以上に事業者が自律的に経営改善を進め、金融機関もそれをサポートするインセンティブが働く制度とし、事業者の成長発展・持続的発展を後押しするとともに、制度の持続可能性を確保する。